

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し)(美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機の設計及び工事の計画【20】)

2. 日時：令和4年1月13日 14時45分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
担当者6名

関西電力株式会社：担当者6名

5. 要旨

(1) 関西電力から、大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る、美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機、大飯発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の(変更)認可申請について、本日の提出資料に基づき、高浜発電所第3号機及び第4号機に係る事項の説明があった。これに対し、原子力規制庁は、引き続き確認することとした。

(2) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和3年10月6日第36回原子力規制委員会 配付資料1)を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料1 高浜3号機(4号機) 技術基準等への適合状況について(特定重大事故等対処施設)補足説明資料<発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針に係る補足説明資料>(非公開※)

資料2 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機、大飯3, 4号機 技術基準等への適合状況について(大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応)参考資料<特重施設の建屋の評価方法に係る参考資料>(非公開※)

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示

情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上